

平成24年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成24年9月18日（火曜日）

○議事日程

平成24年9月18日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	中 林 堅 造 君	2 番	木 村 一 彦 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	藤 本 和 久 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	高 砂 朋 子 君
7 番	山 根 祐 二 君	8 番	今 津 誠 一 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	土 井 章 君
11 番	松 村 学 君	12 番	河 杉 憲 二 君
13 番	山 田 耕 治 君	14 番	三 原 昭 治 君
15 番	山 本 久 江 君	16 番	田 中 敏 靖 君
17 番	横 田 和 雄 君	18 番	田 中 健 次 君
20 番	青 木 明 夫 君	21 番	久 保 玄 爾 君
22 番	大 田 雄 二 郎 君	23 番	弘 中 正 俊 君
24 番	佐 鹿 博 敏 君	26 番	山 下 和 明 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前 10 時 開 議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。1 番、中林議員、2 番、木村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひします。

これより質問に入ります。最初は、18 番、田中健次議員。

〔18 番 田中 健次君 登壇〕

○18 番（田中 健次君） おはようございます。市民クラブの田中健次でございます。それでは、一般質問を始めたいと思います。執行部におかれましては前向きな答弁をよろしくお願ひをいたします。

通告しております質問の第 1 は、都市計画道路の見直しについてであります。

都市計画道路は、市民の日常生活と都市機能に重要な役割を果たし、都市交通の基幹的

施設と位置づけられております。防府市では1942年、昭和17年に13路線が決定し、以後1958年、昭和33年の道路網の全面見直しで17路線に、1982年、昭和57年の同じく道路網全面見直しで38路線となり、そして、その後の追加により、現在では44路線が決定をされております。

しかしながら、一部については整理が済んでいますが、全体として見たときに整備が進んでいるようには思われません。国や県の文書では「50%程度」の整備と言われております。また、都市計画道路の区域内の住民からは、道路の必要性への疑問、事業が進まない中での権利制限に対する不満の声も聞かれるわけであります。

さらに、都市計画決定をしたときと、そのときとの社会情勢の変化もあります。こうしたことを総合的に考えると、都市計画道路の見直しが大きな課題であるように思われます。

そこで、幾つか質問をしたいと思うんですが、まず第1に、市内の都市計画道路の整備状況について、現状はどうなっているのか、最初にお尋ねをいたします。

2番目に、未整備の路線の中で、計画決定から30年以上経過しているものがどれぐらいあるのかについて、お尋ねをいたします。

都市計画道路の見直しについては、山口県も都市計画道路の見直し基本方針を2006年、平成18年3月に作成し、この中で社会経済情勢が変化する中での必要性の変化、長期にわたる建設制限が民間開発への障害となること、都市計画への信頼性の低下を引き起こすことなどが述べられております。

そこで、3番目の質問として、県は6年前にこの都市計画道路の見直し基本方針を作成しておるわけであり、防府市は県と連携して見直しを進めるべきと考えておりますが、この都市計画道路の見直しについて、市の御見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 18番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の市内の都市計画道路の整備状況についてでございますが、本市の都市計画道路は、昭和57年に大幅な道路網の見直しを行いまして、平成24年3月末の路線数は44路線、総延長は約125キロメートルとなっております。

整備状況につきましては、全線改良済みの路線数は22路線、一部改良済みの路線は17路線で、改良済み延長は約66キロメートルでありまして、整備率は約52%でございます。

2点目の未整備路線についてのお尋ねでございますが、一部未整備路線が17路線、未着手路線は5路線、未整備延長は約59キロメートルでございます。

3点目の「県は都市計画道路の見直し基本方針を策定しているが、見直しを進めるべきではないか」とのお尋ねでございましたが、都市計画道路は、都市活動を支える最も身近な公共空間でありまして、多様な機能を有する根幹的施設でございますが、その多くが高度経済成長期の人口増加や経済成長に伴う交通量の増大などを背景に計画決定され、順次整備されてきたものでございまして、近年の人口減少や景気の低迷など、社会情勢が大きく変化する中では、当初期待していた役割が失われていたり、整備が困難な要因が生じている可能性もございます。

このような状況下、現状のまま推移いたしますと、全ての都市計画道路を整備するためには相当の年数を要しますし、計画に沿った整備を行いまして、都市機能の向上につながらないことも考えられます。そのため、防府市におきましても都市計画道路の見直しは大変重要な課題であると認識しているところでございます。

この見直しに際しましては、平成18年に山口県が策定した都市計画道路の見直し基本方針に沿って、都市計画道路の決定権者である県及び市が連携して進めることとなります。

見直しの手順につきましては、まず、全ての都市計画道路を対象として、整備状況、決定年次や路線が抱えている個別の課題を整理いたしまして、見直し対象路線及び区間の抽出を行います。

続いて、対象路線及び区間につきまして、その道路に求められている機能、道路網としての連続性、配置バランスや代替機能を有する路線の有無等から、必要性の評価をいたします。

評価結果により、存続路線及び廃止路線を分類いたしまして、存続路線につきましては、その路線の課題を整理し、課題解消に向けた方策の検討を行い、廃止路線につきましては、廃止の理由を整理し、見直し方針の策定をいたします。

しかしながら、都市計画道路は整備を前提に計画決定されるものでありまして、そのため、都市計画道路の区域内には建築制限が課せられておりますので、見直しに当たりましては、その必要性や見直しに至る経緯について、住民の皆様には十分理解を得ることが必要となります。

防府市といたしましては、今後、他市の動向にも注視し、見直しの検討を行ってまいらねばならないと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） それなりに見直しということを考えておるということではありましたが。

それで、その前提として、例えば、山口県のこのマニュアルなどを見ますと、「30年以上たっているもの」と、こういうものがあります。

先ほど、私の最初の質問の中で2番目の質問で、計画決定から30年以上経過しているものがどれくらいあるのかというふうにお尋ねしたんですが、答弁の中では、全体で125キロメートル、整備したものが66キロメートル、未整備のものが59キロメートルというような御回答だったと思うのでありますが、その未整備の59キロメートルの中で、計画決定から30年以上たっているもの、あるいは、最近では、例えば1958年に17路線にしたわけですから、それから考えると50年以上たっているものがあるかもしれないわけで、30年以上のものが何キロメートルぐらいあるのか、50年以上のものがどれぐらいあるのか、これをお示し願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。ただいま御質問のございました計画決定後30年以上経過しておる路線の数と延長ということでございますが、路線数は、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、5路線、延長にいたしまして6.4キロメートル、30年以上の未着手路線がございます。

その上、50年以上の未着手路線となりますと、うち1路線、延長にして900メートルの路線が1本、50年以上未着手の形で残っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 未着手ということで、5路線、6.4キロメートルは30年以上そういう形で、住宅を建てるにすれば、例えば3階建てができないとか、構造についてもいろいろ規制がかかってくるわけでありまして。

その問題は後に置いて、そこで、例えば、県内の他市の都市計画道路の見直しの状況はどんなような形になっておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、県内他市の見直し状況ということで、山口県のほうに確認いたしました内容について御説明申し上げます。

平成18年に山口県が策定した都市計画道路の見直し基本方針、これに沿って現在見直し作業を行っております市町が10市町ございます。10の市町が現在見直しの作業を行っております。

また、見直しの検討中という市町が、実は防府市、この中にも含まれますが、4市町ございます。それと、最後に見直しも、着手方針未定というところが2市町ございます。

以上、県のほうに確認いたしました結果でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 県内でいけば10の市と町が作業に取りかかっていると、それで、4つの市と町がまだ検討中ということで、防府市がこの検討中に入ると、2つの市町は未定ということであれば、山口県全体の中でいけば、この都市計画道路の見直しということに大きくかじを切っているわけです。

その中で防府市がおくれておるということになるんだろうと思うんですが、この辺の難しい点というのか、これについてどういうものがあるわけでしょうか。財政的なそういうものもやはり絡んでくるわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 都市計画道路の見直しが難しい点ということでのお尋ねでございますが、確かに全国的に見ますと都市計画道路の整備率は約50%、県内におきましてもそれと似通った数字になっております。

一番の問題点は、やはり事業を進めていく上の財源ということは、各方面からも指摘をされておるところでございますが、事見直し作業に至りましては、平成18年に山口県が基本方針を定めましたが、平成12年ころからいわゆる地方分権、盛んに叫ばれるようになり、現在、見直し作業を行っておる10市町につきましても、その地方分権の中で市町村合併等、既に行われておりまして、新しい、新市の総合計画等が策定された市町が多うございます。

そういうところにつきましては、今後の新しい市町のまちづくりの方針が早々と決まっておりますので、見直し作業も、1年、2年の差とは言いながらも既に着手されておるといふふうに考えておるところでございます。

私ども防府市がおくれておるといふ部類に御理解、御認識をいただくのは、私としてはいささかちょっと、補足説明をさせていただきたいんですが、防府市の現在の状況、単独で市政を継続しておるといふことで、実は第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」、これが定められたところでございます。

この中で、時代の潮流として初めて、今後、防府市の人口も減少するという方針も明記したところございまして、こういうまちづくりの基本方針が定められた現状におきましては、今後、防府市といたしましても、市長も御答弁いたしました、都市計画道路の見直しを行っていく必要があるというふうに御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） ちょっとよくわからないんですが、総合計画の中で、人口減少というようなことが初めて書かれたと。それについては、確かに議会の中でもいろいろ議論がされて、人口減少と言いながら、実際、人口減少をするというようなものが政策にむしろ示されていないんじゃないかと、こういうことを議論したことがありますので。

いろいろ言われることは、それなりにわかる面もありますが、やはり、もう少しこの点について、私はひとつ、山口県自体の取り組みも少し、国土交通省のホームページなどを見ますと、岡山県などではそういう事例がたくさんあるというようなことが出ておりますので、山口県自体もおくれているのではないかと、こんなふうにも感じておりますが。

それで、ひとつ、都市計画道路の見直しということで、市民、住民の都市計画への信頼性だとか、あるいは不信感を解消するということを考えていただかなければいけないんじゃないかと思えます。

例えば、私の住んでおります佐波校区の開出地区ですが、昨年、都市計画道路の環状1号線の建設についてというような陳情が議会にも出されましたので、当然、市長のほうにも出されていると思えますが、これが昭和33年に決定されて、57年に幅員を拡幅したと、拡幅した幅員は、私のおる近くでは幅員40メートルという防府市で一番広い道路になるようなところであります。

ちょうどそれが鉄道高架とぶつかるところは華城のナフコの近くでありますけれども、それは鉄道高架のところ特別な高架になっておって、そこだけが車が通れるように天井が高くつくられておったりしておるわけではありますが、今、なかなかこういう道路が着工されるというような見通しが、私が議会の中において、市内のいろんな交通渋滞とか考えていくときに、難しいだろうなというふうにも実際思えます。

思いますが、これによって地区の開発が阻害されたり、あるいは、この道路があるがために、それと並行しておる道路の拡幅ということに市が全然手を出さないと、都市計画道路があるがために日常の生活道路の拡幅ができないと、こんなようなこともあるわけであります。

それから、もう少し都市計画のいろんなそういった問題を言わせていただければ、佐波川に橋が幾つかかかっております。新橋、本橋、それから、小野のほうに行けばもう少し、新しく農免道路の橋もできましたし、昔からの古い橋もあります。それから、西浦から大道に抜ける立派な橋もできましたし、今度、植松のところにもまた橋がかかる計画があります。

ところが、それよりも早く都市計画決定をされておる橋が、ちょうど古祖原の看護学院のところから右田のほうに抜けるようになっておるんですけれども、こういう橋が本当に

かかるんだろうかというふうに思うようなこともあるわけでありませう。

そういったことで、現状の都市計画というものがかなり、昭和57年にもう一度見直しがされたということですが、昭和57年は1982年でありますので今から30年前です、その最後の大幅な見直しが。だから、そういうことから考えてみても、やはり、この計画の見直しということが必要ではないかと思ひます。

その点でひとつ心配をされるというのか、ある意味では住民の側の当然の気持ちでもありますけれども、都市計画で制限を受けてきた土地所有者が、そのことを補償してほしいという形で幾つかの裁判が全国的に提起されております。

今日まで幾つかの裁判がありますけれども、それについて大学の先生がまとめた論文などを見ますと、長期未整備の都市計画について争われた事案のいずれにおいても、都市計画の違法及び建築制限の取り消し、損失補償が認められた事例というものは現在のところはないようであります。

それはなぜかという、原則として、都市計画自体が長期にわたる性質を有しているということで、長期未着手のゆえをもって直ちに都市計画決定自体が違法となることにはならないと、こんなことが言われております。

しかし、いろいろな裁判の中の判決の中では、正当な理由がないにもかかわらず都市計画自体が長時間全く進行していないとか、当該特定路線の必要性が見直されるべきであるのに、これが長期間放置されている。こういうことについては、特段の事情として、そういうものがある場合には、補償だとか違反だとか、そういうことも検討をされてしかるべきだというようなことも判決の中で言われております。

そういうふうにならないように、早く都市計画道路の見直しということに着手していただきたいと、こういうことだけ申し上げて、最初の質問を終わりたいと思ひます。

質問の第2は、臨時職員・非常勤職員のあり方についてであります。

議員の職務として防府市役所の各課を訪ねるときに、時には一市民としての場合もありますけれども、最近特に目につくということは、臨時職員・非常勤職員が多くなってきたということでありませう。また、その仕事も事務補助的な職務だけでなく、何々相談員というような、それなりの専門性が必要と考えられる部署にも、こうした非常勤職員が配置をされているということである。

こうした形で、臨時職員・非常勤職員といった非正規雇用が増えていくことは、市民にとっては、自治体が担うべき公務労働の質の低下になるのではないかと心配をされるところであります。

さらに、雇われる側の立場からは、賃金・報酬等の雇用条件や、雇いどめ等、その身分

的な不安定さから、長くその仕事を続けるという意欲がそがれるものとなっているのではないのでしょうか。

ここ数年、「ワーキングプア」という言葉が盛んに使われるようになっておりますが、公がつくり出すワーキングプアという意味で、「官製ワーキングプア」という言葉が広く言われるようになっております。

そこで、臨時・非常勤職員について幾つかの質問をし、臨時職員・非常勤職員のあり方について再検討をお願いしたいと考え、質問をいたします。

そこで、まず現状について、1番目に、臨時職員・非常勤職員配置の基本的な考え方はどのようなものか、正規職員数とのバランスをどう考えているのかについて、市の御見解をお伺いします。

2番目に、本市の臨時職員・非常勤職員はどのように分類をされるのか、それぞれのくらの人員になるのか、一般職の場合、特別職の場合、あるいは地方公務員法の適用条文など、どのように分類され、それぞれがどのくらの人員が配置されているのか、御説明をお願いをいたしたいと思えます。

3番目に、臨時職員・非常勤職員の賃金・報酬や勤続年限等の処遇はどうなっているのか。2番目にお聞きしたさまざまな分類により異なってくると思いますが、その概略をお教えいただければと思えます。

4番目に、職種によっては、経験年数、専門性を考慮し、実質的な昇給制度の導入を検討すべきではないかと思えます。最初に申し上げた何々相談員というような職種であれば、資格を持っていることが必要なものもあるでしょうし、また、その相談の経験なども、相談業務を遂行する際にはかなり重要になってまいります。

正規職員であれば、昇給制度により給料が上がることにより、その仕事に対する熱意、こういったものも生まれてまいります。しかし、現在、市のさまざまな部署に配置されている何々相談員というような方は、ほぼ定額で毎年契約をするという形になっており、これでは他のもっと条件のよい職場を見つけて移られる方も出てくるのではないのでしょうか。

優秀な人材をこうした形で失うことは、市にとっても、市民にとってもマイナスではないかと思えます。

ことしの4月に、議会の教育民生委員会の行政視察で調査に伺った岡山市では、学校図書館の学校司書について、かなり正規職員で配置をしておりますが、正規職員でない方は毎年契約を更新する形になっておりますが、経験年数を評価し、経験が長い方のほうが高い報酬を得る仕組みがつくられております。いわば実質的な昇給制度が実施されておりました。

方法は異なりますが、他の自治体でも経験年数などにより、こうした昇給制度を導入している自治体があります。こうした制度について、市の御見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 臨時職員・非常勤職員のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の臨時・非常勤職員配置の基本的な考え方、正規職員とのバランスについてですが、まず、本市の正規職員につきましては、社会情勢の変化に伴い、行政需要が高度化、多様化する中、限られた財源で必要とされる行政需要に対応するため、コンパクトで効率的な組織を構築し運営できるよう、平成8年度から定員適正化計画を策定し、適正な人員配置に努めているところです。

御質問の臨時職員や一般職非常勤職員、いわゆるパートタイム職員は、育児休業職員の代替など、正規職員が欠員となった場合や、短時間及び臨時的な業務に対応するものとして雇用しております。

また、特別職非常勤職員、いわゆる嘱託職員は、留守家庭児童学級指導員や公民館主事等、特定の専門的分野において職種を限定し、必要とされる業務に対し雇用しております。

これらの臨時・非常勤職員は、正規職員を補完する必要不可欠な職務に限定しており、定員適正化に努める中で、業務を担当する部署との協議をもとに、最も効率よく、質の高い市民サービスが提供できるよう配置しており、正規職員数とのバランスは適正に保たれているものと認識しております。

次に、2点目の本市の臨時・非常勤職員の分類と人員についてですが、本市の臨時・非常勤職員は、大きく一般職と特別職に分けられます。一般職は、まず、地方公務員法第22条第5項に基づき雇用をしている常勤である臨時職員、次に、地方公務員法第17条第1項に基づき雇用している非常勤職員、いわゆるパートタイム職員でございます。そして、特別職は地方公務員法第3条第3項第3号に基づき雇用している非常勤職員、いわゆる嘱託職員に分類されております。

また、上下水道局の臨時・非常勤職員の雇用は、地方公営企業法第15条第1項に基づいておりますが、雇用実態は地方公務員法に準じて市長部局と同様になっております。

そこで、平成24年4月時点のそれぞれの臨時・非常勤職員の人数でございますが、一般職のうち、まず、育児休業代替職員や保育士等の臨時職員が120人、事務補助や給食調理員補助等のパートタイム職員が157人で、一般職合計が277人。

次に、特別職としての留守家庭児童学級指導員や公民館主事等の嘱託職員が229人で、

全部で506人となっております。ただし、特別職である嘱託職員229人の中には、産業医や公民館管理人、ポンプ場管理人等も含まれております。

次に、3点目の臨時・非常勤職員の給料、雇用年限等の処遇についてですが、臨時職員は日額賃金、パートタイム職員は時給賃金、嘱託職員は月額報酬となっており、それぞれの単価は、職務、または資格により定めております。

また、雇用はいずれも期間の定めのある雇用で、臨時職員、パートタイム職員は、1回の雇用が最長6カ月ですが、そのうち臨時職員は6カ月以内での更新が可能となっており、嘱託職員は1回の雇用が最長1年となっております。なお、嘱託職員及び一部の臨時職員につきましては、必要に応じて再度の雇用により、最長5年間まで更新することができるようになっております。

最後に、4点目の実質的な昇給制度の導入の検討についてですが、先ほどもお答えいたしました。臨時職員、パートタイム職員、嘱託職員の賃金、報酬単価は、いずれも正規職員の給料表をもとに、職務、または資格により定めているものであり、雇用が繰り返された場合でも実質的な昇給はございません。

これは、昇給制度が期間の定めのない職員に適用すべきもので、期間の定めのある職員に適用することはなじまないこと、また、経験年数、専門性を考慮する職種につきましては、一定の資格や経験を有していることを雇用の条件としておりますことから、その専門性に見合う単価を定めていることによるものでございます。

平成20年8月26日に人事院から通知された非常勤職員の給与に関する指針によれば、国の非常勤職員の給与については、職務経験を考慮し決定することとあります。これは、正規職員の任用における初任給決定の際の前歴・経験年数換算を活用した考えですが、地方公共団体では臨時・非常勤職員の昇給制度の実例がほとんどないことや、本市の臨時・非常勤職員の任用基準、また、財政事情等を考慮しますと、今後も臨時・非常勤職員の実質的な昇給制度の構築は難しいと判断をいたしております。

今後も質の高い市民サービスを提供していくために、持続的に職員の能力開発に取り組み、コンパクトで効率的な組織を構築するとともに、臨時・非常勤職員を含めた適正な人員配置を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 臨時・非常勤職員、地方公務員法の22条職員、常勤の職員の方が120人、それから、同じく17条の方、いわゆるパートの方が157人ということで、この方たちが277人、それから、特別職と言われるいわゆる嘱託職員、地方公務

員法の3条3項3号という、俗に「さんさんさん」と言われる人たちですが、その方たちが229人と。

この中には樋守人だとか、あるいは公民館のそういった管理人もひっくるめての話ですから、この人たちはかなり経常的に仕事があるというよりは、かなり間隔を置いて仕事があるという形になるのかもしれませんが、506人というふうな形で、かなりのこういった臨時職員、非常勤職員がおられるということがわかりました。

そうなりますと、正規職員とのバランスはとれておるということで、いろいろな考え方を述べられましたけれども、今、正規職員が何人ぐらいおるのか、お示しを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ことしの4月1日現在でございますけれども、市の職員は、水道も入れておりますが、消防・水道を入れて894名でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 894ということになりますと、ちょうどこれは506と足すと1,400ですか。1,400人のうち500人が臨時・非常勤職員で、900人が正規職員という形になってまいりますと、かなり臨時職員・非常勤職員のウエートが大きくなっておるのが今の防府市の状況ではないかというふうに認識をいたします。

その点はかなりのウエートが高くなっているということで、一言、その点を確認をしたいと思います。

それで、先ほどの中で22条の、例えば産休、育休の代替の職員、こういったものは、ある意味では本当に臨時職員というふうに言っているのかもしれませんが、何回か言いました何とか相談員、たくさんおられます。

市の要綱集、5冊あるうちの2冊ほどを見ましたけれども、市民相談員、消費生活相談員、それから、知的障害者相談員、身体障害者相談員、留守家庭指導員、母子自立支援員、子ども家庭相談員、女性相談員、母子保健指導嘱託職員、そのほかにまだ、先ほど言われました公民館の出張所の所長、これなどは市の管理職であった方のOBの方が行かれているところが多いわけですが、それを別にして、さまざまな形の相談員という人たちがかなりおられます。

私は、こういう人はそれなりの専門性が必要となってくるわけで、この人たちは非常勤の特別職という、3条3項3号、いわゆる嘱託職員という扱いになっているわけです。非常勤の特別職ということだけで言えば、私たち議員と同じような位置づけになるわけですが、そういった方は、やはり、ある意味では順次正規化していくということも必要ではな

いかと思うんです。

先ほど、嘱託職員は一定の資格だとか、そういうものを求めていくというふうに言われておりましたけれども、やはり、相談業務というのは多岐にわたることがあるわけですし、そういう専門的な人を育てていくということが必要になってくるんだらうと思うんですけれども、そういう相談員等の専門性をどう考えておるのか、私は正規職員とするべきであらうと思うんですが、この辺について改めてもう一度お答えを聞かせてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員、るる相談員、あるいは支援員等々の名称を上げられまして、たくさんいらっしゃるということもお示しになったわけですが、冒頭申し上げましたように、これらの嘱託職員につきましては、専門的な分野におきまして、その知識とか、あるいは経験を持っていらっしゃる方を嘱託職員としてお願いして、あくまでも正規職員の補完をしていただくという形をお願いしているわけですが。

したがって、正規職員で足りないところを、そういった職員の方々の御援助をいただくことで業務が遂行できるように今努めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） そうような考え方であるとすれば、今、こういう方は1年更新という形で毎年されるわけですがけれども、雇用の更新を、先ほどのお話であれば最高5年まで認めるという形でありましたが、この雇用の更新を制限するべきではないか。

かつては、留守家庭学級の指導員さんもそういった制限がなかったわけでありまして。その問題、かなり前になりますが、一般質問で取り上げさせていただいたこともありますが、そういった専門の方であれば、なぜ5年で雇いどめをするのか、専門性を軽視していると思えないわけです。

他方、正規職員のほうは、大体3年から5年で役所の中の人事異動でかわるわけです。したがって、専門性が片方は蓄積されるべき、そういった相談員の方を5年で雇いどめをすると、このことは、市役所の中にそういった専門性の蓄積というものが、文書に残せば、そういった専門性が蓄積されるわけではありませぬので、やはり考え直すべき、雇用の更新を制限するべきではないということを考え直すべきだと思っておりますが、この辺どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 雇用の年限について、継続でもできるようにすべきではないかという御意見でございますが、何度も繰り返しますけれども、私どもは、地方公務員

法、これの規定にのっとって臨時的な職員、あるいは嘱託職員等もお願いしているわけ
でございます。

ですから、地公法上は現在、継続的な雇用を想定していないわけでございまして、きつ
ちりとその期限を切って、いわゆる任用行為という形でお願いしているものでござい
ます。

また、こういった臨時とか嘱託職員の方には、市民の方も含めて広くその職について
いただきたいということもございします。それと、また繰り返しになりますけれども、あくま
でも職員を補完するという立場でお願いしておりますので、現状でいきたいと考えており
ます。

また、労働基準法でもこういった嘱託的職員の中でも専門員といったような方につい
ては、5年間の雇用期限といったものを決めるべきだというふうな定めもございします
ので、そういったものにも参考にさせていただいているところでございします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 何とか相談員というような方は、臨時の職ではないわけです。

「補助的」という言葉を使えば、それは補助的かもしれませんが、例えば、最初のほうに
言った消費生活相談員というのは、防府市が消費生活センターをつくると、これは国も消
費者庁をつくったり、そういう一連の流れの中で消費生活センターをつくると、その中に
相談員が必要になってくると。

市の職員ももちろんそれをするわけでしょうけれども、やはり、消費生活の相談とい
うことになれば、それなりの専門性が必要になってくると、そういうことになってくれ
ば、これは嘱託職員ではなくて、きちっとしたそういった消費生活の専門家を行政
の中で育ていかなければいけないし、それから、知的障害者相談員、あるいは身体障
害者相談員、こういう人たちも、こういった非常勤職員という形でいいのか、ある
いは介護認定調査員、それぞれやはりある程度福祉分野は福祉分野でそういった専
門家がいるわけです。

母子自立支援員、子ども家庭相談員、女性相談員、やはり、みんなそれなりに専門
性が要るようなところでありますし、その1カ所の部署ではなくて、ある意味では複
数の部署である程度連携をとりながら、あるいは部署を交代しながら、そういう形
で防府市の福祉関係、あるいはさまざまな部門についてのそういった業務の向上とい
うものが、私は十分できるんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、ぜひ、非常に否定的なお答えですけれども、こういった専門的な職
種については、ぜひ、今後、正規職員を配置していくべきだというふうに申し上げ
たいと思ひます。

それで、今5年で雇いどめという形ですわけですが、5年たったときに、また新た

ハローワークだとか、あるいは市広報で募集をされると思うんですが、その募集をされるときに、5年間、過去、勤められた方が応募するということについて、市のほうは、これはだめだというふうに言うことができるのか。それは、そういう方も再度募集に応じられていいのかどうか、その辺についてお考えを伺います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 嘱託職員等で5年間たって、一応次の雇用を引き続きしたい場合に、直ちにできるかという御質問でよろしいでしょうか。

○18番（田中 健次君） はい。

○総務部長（阿川 雅夫君） 一応、5年間の期限を定めておりますので、まず、おやめいただいて、1年間の期間はあけていただくように今お願いしているところでございます。

これは、先ほども申しましたように、5年を続けてまた同じ人が選考されますと、これは継続雇用という形になりますので、それは適切ではないということと、先ほども申しましたように、より多くの人に職についていただくということによるものでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 地方公務員法の第16条が、欠格条項というような条文があります。「次の各号の1に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない」と、この中の3号にこんなことが書いてあります。「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」と。

防府市で懲戒免職を、処分を受けたと、その人は2年間経過しないと防府市の職員の受験はできないと、こういうふうに地方公務員法で書いてあるんですが、つつがなく職務を5年継続した方が1年間待たなければならないというのは、この地方公務員法の16条の3号、懲戒免職をされたような、その職務において不十分なことがあった方でも2年待ちなさいと、それに対して1年待ちなさいということは、これは明らかに、だれでもやはり地方公務員に応募できると、そういうことを考えれば不合理ではないですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員が御指摘の16条につきましては、職員のいわゆる欠格条項を定める条項でございます。私どもは今、採用に当たっては地公法の、先ほど申しました22条、17条、3条、それぞれの項目によって雇用しているわけでございますから、これらの処遇については、それぞれ雇用期限というものが法律上定まっているわけでございます。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 何か押し問答になりますけれども、やはりこれは、もしほかの方が相談員、ハローワークで募集して応募がなければ、これまで5年たった方しか応募しなかったと、そういうことであれば、その方をやはり応募をしてもらおうということもあり得るわけじゃないでしょうか、そういうケースは。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私は、そういったケースは聞いておりません。

また、ハローワークのほうであられても、一応そういった内規を持っておりますので、一応その方については応募できないという形になろうかと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） なかなか難しいようなことしか言われないので、最後に一つ追加の質問ですが、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」というものがあります。これを見ると、「非常勤職員の報酬の額は別表第2のとおりとする」というふうに記してあります。

その別表を見ますと、いわゆるさっきから議論になっております相談員とかそういう人たちは、「その他非常勤の職員」という形でしか別表の中に書いてないわけでありまして。その人たちは、「一般職の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額」というふうにされております。

その「一般職の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額」というのは、今どこで定めてあるかという、規則ではなくて、それぞれの就業要綱の中で定めてありますが、防府市は、こういった「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を持っておるわけですから、この別表2とは別に別表3というような形で、ここに掲げてある非常勤職員は、審議会委員だとか、そういった人たちがほとんどでありますので、これと同じように並べることはやや問題があるような気がいたしますので、別表3という形で、そういったものをきちっと位置づけるということが必要ではないかと思うんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」の中で、それぞれ市長が承認する額ということで決めておりますので、毎年度、これは市長の決裁を受けているところがございますから、きちっと明記できていると思います。

なお、先ほどから申しておりますように、本市の嘱託職員の場合は、あくまでも正規職員を補完するという立場を貫いておりまして、これにつきましては、毎年度当初、本当に

必要な嘱託職員についてのみ採用することといたしておりますので、例えば、職種が変わる場合もあるわけです。要らなくなる職種もあろうかと思えます。

そういったことで、別表で一概にずっと定めますと、その都度条例改正をするのが本当は適切なのかもわかりませんが、なかなか難しい面もございますので、今、現状のように毎年、職員の給与の給料表をもとに、きちんとその専門性とかを考慮した上で市長決裁をとっているところでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 今のような答弁をされると、我々議会として、そういった嘱託職員のチェックだとか、それがどういうところにされるかということについては、新年度の毎年度の予算の中でチェックをしていくということにならざるを得ないわけで、そうなりますと、やはり、今後は予算案が出される段階で、そういった嘱託職員、あるいは臨時職員についても、どういう形になるのか、そういったものを、今、給料表というのか、予算書に附属で、資料の中で給料の関係の明細がありますけれども、それに準ずるような形で出していただかないと困ると思うんですが、こういったことについてはどうですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 予算的にどうかということでございますけれども、そういった資料的なものを求められれば出さざるを得ないのではないかなというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 幾つかの課題について質問をいたしました。なかなか難しいという形で、私の意図するような答弁はいただけませんでしたが、しかし、やはり、かなりの人数の方が非正規の職員という形で防府市のさまざまな仕事を担っていると、これについては、ある程度基本的にもう少し考えていただかないと立ち行かなくなるんじゃないかということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で18番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、5番、斉藤議員。

〔5番 斉藤 旭君 登壇〕

○5番（斉藤 旭君） 会派「前進」の斉藤旭でございます。私は、10年ぶりに通学道の安全対策について一般質問をいたしますので、どうか執行部におかれましては、目の前がぱっと明るくなるような御回答をお願いいたします。

山口県立防府西高等学校、以後、「防府西高」と呼ばさせていただきます。昭和54年に

全日制の普通高等学校として防府市大道に開校し、本年度創立33年を迎えております。全校生470名中200名が列車通学で、一旦大道駅で下車し、そこから約1キロの道のりを徒歩で通学をしております。

途中までは県道が通っており、沿道には商店、人家も建ち並び、人や車の往来も多く、夜間でもそんなに危険を感じませんが、県道を外れ、学校の近くまでの五、六百メートルの距離はまさに田んぼの中の一本道であります。

昭和56年、防府市が田園を開発し、市道に整備したもので、その後、山口県が周防往還自転車道を併設をいたしました。そこを創立以来、防府西高の生徒が通学道として利用していますが、当該道路は空気がきれいで、交通事故の心配もなく、早朝や夕暮れ前のひときは地域の方々の散歩道として大人気ですが、逆に夜間は人家も車の往来もなく、真っ暗闇で、通行人も全くいません。

特に雨の日や大風の日とかは、どんなに大声を出しても気づく人はいないという、そんな危険な道です。

これまでも生徒がいろいろ怖い目に、怖い体験をし、学校や警察、関係機関にも年間何件かは危ない目に遭ったという報告が寄せられておりますが、学校といたしましても、暗くなって下校はしないよう、複数で帰宅するようにと指導はされておりますが、補講、それから、部活も熱が入れば、暗くなっての下校もやむなしとのことでした。

特に防府西高の吹奏楽部は、県内はもとより、中国地方でも屈指の優秀校として全国にその名をはせており、昨年10月の第59回全日本吹奏楽コンクールでは銅賞を受賞しております。この地位を保持するためには、普段からの地道な努力と豊富な練習量がなければ、現状の地位の位置と、さらなるレベルアップはありません。また、剣道部や馬術部も全国レベルの実力校として有名であります。

どうか生徒が勉学、部活に集中でき、安心して夜の帰宅ができるようにどうかいろいろなものか、まず、最初の質問をします。

ところで、市長は今年3月、他市に先駆けて、諸条件を整えば東日本震災がれきを受け入れてもよいとの表明をされましたが、結局山口県への受入要請がなくなったとのこと、市民の多くの方は一安心されたと思いますが、このことについては、市長は3年前の土砂災害の恩返しをとのどっさの決断は、市長みずからの犠牲心によるものであると思えました。

市長さんの勇気と情熱には改めて強いリーダーシップを感じ、敬服いたしました。どうか勇気と情熱を防府西高の通学道の安全対策に向けていただけませんか。初めの質問をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 5番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、防犯灯は地域の安全を確保するために、自治会などが設置、維持管理されているものでございまして、街路灯は交通安全の観点から、交差点や横断歩道等に道路照明施設として市が設置しているものでございます。

山口県立防府西高等学校の通学路のうち、山口短期大学から国道2号線までの水田の中を抜ける区間につきましては、昭和56年に市道として整備し、その後、山口県が市道に併設する形で自転車歩行者道として整備されたものでございますが、この区間につきましては、御指摘のとおり、防犯灯、街路灯のいずれも設置されておられません。

このことから、お話しのございましたとおり、平成14年12月定例市議会におきまして、議員から御質問と強い御要望を受けているところでございますが、その後の経過を報告しておらず、まずもっておわびを申し上げます。

また、私自身もあのかいवाईを通りました折には、いつも胸を痛めて、大事なことを願っていたような次第でございます。

防犯灯は、地域の安心安全のため、自治会が設置、維持管理しておられるものでございまして、現在、市内に約7,400灯ございます。市では、防犯灯は安心安全な市民生活に重要であるとの考えから、防犯灯にかかる費用に対する補助制度を設けておりまして、設置・取替費用及び電気料金の一部を補助いたしております。

この防犯灯には、従来の蛍光灯のほか、LED防犯灯がございまして。このLED防犯灯は、一般的に長寿命で消費電力も少なく、電気料金も軽減できるとともに、CO₂排出量の削減によりまして、地球温暖化防止の一翼を担うとも言われております。

市では、昨年度、これまでの防犯灯の設置、取り替えに対する補助制度の見直しを行いまして、このLED防犯灯も補助対象とし、費用の60%を補助いたしております。

一方、公道の道路照明施設は、道路法や道路構造令によりまして、道路照明施設設置基準がございまして。この道路照明施設の設置につきましては、見通しの悪いところや横断歩道、交差点などには、交通事故防止のために局部照明を設置し、交通量が1日2万5,000台以上の道路には連続照明を設置しているところでございます。

道路照明施設は、交通事故が発生するおそれのあるところに優先して設置する必要があると考えております。したがって、御指摘のこの区間に道路照明施設を設置することは、現行の諸条件の中では非常に困難と思われまして。

また、山口県の対応といたしましては、山口県立防府西高等学校が通学路の緊急点検を

されまして、県道山口防府小郡自転車道線に道路照明灯の設置要望を出されましたことから、山口県防府土木建築事務所では、道路照明灯の設置はできないものの、市道と自転車道の分離用の縁石が、暗くなると見えにくくなるために、ことしの8月下旬に市道遠ヶ崎岩淵線と並行している区間の縁石に、自発光式縁石びょうや誘導標等を設置されたと伺っております。

この装置は、昼間、太陽光を吸収し、夜間は自動的に光る仕組みとなっております、日没後の歩行や自転車走行時において見えにくくなる縁石への衝突を防ぐものでございます。

市では、今後も地域の安心安全のため、自治会で設置・維持される防犯灯に対する補助は、引き続き費用は補助してまいります。

議員御指摘のこの区間に照明灯を設置することにつきましては、農作物への影響も懸念されますことから、水田耕作者、地権者の了解とともに、関係機関との協議が必要でございます、あわせて設置後の維持管理についての協議も必要となっております。

自発光式の誘導標のようなもので対応することにより、安全性の確保に資するのではないかと考えておりますので、設置等の対応をしてみたいと考えております。

なお、一般論になってまいります、この区間のような通学路への照明灯の設置につきましては、現行の道路照明施設の設置制度並びに自治会で設置・維持管理される防犯灯に対する補助制度では困難でございますので、新たな基準、また、新たな制度をつくっていかねばならないと考えておりますので、この制度の運用の中で、山口県立防府西高等学校通学路を含む学校安全対策について早急に対応方を指示してみたいと、そのように考えておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 旭君） ただいま市長からるる御答弁いただきましたが、自治会の補助制度、それから、このたびLEDの電球の補助が60%になったとか、いろいろな御説明がありましたが、これができるんでしょうか、できないのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 壇上からるる申し上げたところでございますが、防犯灯というものにつきましては、これは、防犯灯を設置していく、あるいは維持管理していく上においてのさまざまな制度、決まりがございます。また、街路灯ということになりますと、これは交通安全上の観点から、交差点や横断歩道等、道路照明施設として必要になってまい

ります。

議員のお考えは、防犯灯であれ、街路灯であれ、何でもいから、あそこが安全で通学できるようにしてくれればいいんだと、こういうお考えであろうというふうに究極思っているところでございます。

そういう意味から、最後の答弁のところでも申し上げさせていただきましたが、一般論になりますけども、この区間のような通学路への照明灯の設置につきましては、現行の道路照明施設の設置制度、あるいは、これは、いわゆる街路灯のことを言っているわけですが、並びに自治会で設置・維持管理される防犯灯に対する補助制度はいずれでも困難な状況でございますので。

新たな基準、新たな制度なるものをこしらえて、その中で今の山口県立防府西高等学校通学路の照明を含む安全上の明るさの確保ということも含めて、ほかの学校区のところにもあるかもわかりませんので、そのようなことなども調査した上で早急に対応に入りたいと、こういうことでございますので、すぐにできるのかということでは、すぐにはできかねますが、見通しが明るくなるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 旭君） 最後の「新たな基準をつくる」と、そういう御答弁でございます。いつごろできるかというところまで私は聞きたかったんですけど、それはさておきまして、この問題は、防府西高のみならず、地元住民の悲願でもありますし、長い間の懸案事項でございますだけに、これが実現すれば、大道が、これからは防府市の文教地区としてみますますの発展をすること間違いないと信じておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、10年前の答弁では、「防府西高等学校の通学道路に街灯を設置することは、他地域とのバランスもあり、全額を市費で対応することはできないが、今後、山口県や関係機関とも協議しながら検討をしてまいります」とのことでございます。しかし、今回新たな基準をつくるために真剣に取り組むということでもありますので、それを大いに期待しております。

それでは、私はあえて当該通学道が他の通学道とどう違うのかを、市民の皆様、関係者の方々に御理解いただき、一日も早く実現させなくてはならない理由をいろいろな角度から説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、当該通学道は、大道駅と2号線の約1キロメートルの区間を指し、そのうち500メートルの間は田園のど真ん中に位置いたしまして、周辺に人家がないため、日没後は足元の見えにくさや、不審者の出没といった事件が年間のうち何件か起きておりますが、大事なところですよ。ほかに安全な近道もなく、勉強、部活に疲れ果

てた生徒たちは、一日の最後の力を振り絞り、駅までやっとの思いでたどり着くという、そういう状況でございます。危険を覚悟しながらの毎日の通学であります。

私は、今般、一般質問のまとめをしておる最中、9月9日の朝日新聞の山口欄に、「災害、犯罪から身を守ろう」との見出しが目に入りました。これは、下関維新ライオンズクラブの主催の下関安全安心大会で、小学生たちを対象に、津波からの逃げ方や、不審者への対処の方法などを学んだということです。

身の危険を回避する点では、小学生も高校生も変わりはありませんので、紹介いたします。

津波の関係は省略いたしますが、下関警察署は、連れ去り事件を防ぐため、「不審者に車から話しかけられた際は、ドアから車内へ引っ張り込まれないように車に近づき過ぎない」、「逃げるときは、車の反対側に逃げる」などと教え、犯罪を避けるための約束事、「いかのおすし」、「行かない」、「乗らない」、「大声を出す」、「すぐ逃げる」、「知らせる」とのことですが。

本日質問の防府西高の通学道に関しては、大声を出しても聞こえない田んぼの中です。すぐに逃げようにも逃げ場もありません。人家もなく、知らせようがないのです。ですから、まずやらなくてはならない犯罪防止対策としては、犯罪の抑止しか考えられないのです。防犯灯を設置することにより、遠くからでも歩行者の存在が認識できるよう、夜間の照明施設が最も効果のある防犯対策であると考えます。

次に、今年5月、京都府亀岡市で起きた集団登校中の児童の列に軽自動車が突っ込み、10人が死傷するという痛ましい事故を受けて、文部科学省は、全国の小学校から高等学校に対し、通学道の一斉点検を指示し、それを受けて、防府西高では、7月12日、全校生徒470名を対象に、通学路危険調査のアンケートを実施されました結果、当該道路に関して、1つ目、「暗闇の中、水田、側溝に落ちた。落ちそうになった」という回答が7名でございます。2つ目、「縁石につまずいて転倒をした」、8名、3つ目、「側溝の鉄製のふたで滑って転倒した」、1名、4つ目、「不審者に会った」、4名、最後に、「暗くて危ない、怖い」、7名等々の調査結果となっております。

また、その後、学校、生徒、PTAが合同で夜間危険箇所の一斉点検を実施し、山口県教育委員会等々に報告をし、先ほど市長さんからお話がありました新学期早々、通学道の約500メートルの一番危険な区間に、ソーラー発電による光が点灯するガイド装置というものを設置されました。これは、道路の位置を確認する、境界線を確認する程度のもので、足元や周辺を照らすような防犯灯にはほど遠いものでございます。

そこで、お尋ねをいたしますが、ただいま通学道危険調査アンケートの結果を報告しま

したが、この数字をどのように思っておられるか、執行部の御意見をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま議員のほうからお聞きいたしましたアンケート調査結果、こういったものにつきましては、今、山口県立防府西高等学校生徒の置かれている通学状況といたしますか、そういったものについての危険性もある程度感じられるものがございます。今後とも関係機関等々との協議を重ねていく中で、先ほど冒頭市長が申しました案が早急に設置できるような形でいけば一番いいかなと思っています。

なお、防犯灯を設置するにあたりまして、冒頭お答えいたしましたように、地元の御理解、御協力がないとできませんので、そういったところを、また再度改めて行政としても、地元のほうの方々のお考えも聞いてまいりたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 旭君） ただいま総務部長さんからの御答弁で、大変危ないというのがよくわかったということで、今後設置できるように努力をしていきたいという御返事をいただきました。

この数字は、あくまでも1回限りの数字でございまして、毎年このくらいの報告はあるということでございます。安全であるべき通学道にこんなに危険が潜んでいるとは本当に考えられないことでございます。

それじゃ、もう1回、今度は担当部長さんにお尋ねいたしますが、当該市道は、昭和56年に防府市が整備したことになっていますが、その目的をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

市道ということで、担当部としてお答えをさしあげます。

お尋ねの路線は、市道遠ヶ崎岩淵線と申します。昭和56年に岩淵地区と遠ヶ崎並びに駅前でございます駅南地区を結ぶ生活道として整備されたものというふうに私どものほうでは理解をいたしております。

なお、この整備につきましては、昭和54年に山口県立防府西高等学校が開校されたことということで、当時の状況を知る資料はございませんが、市道の供用開始と申しますか、整備されたのが昭和56年というふうになっておりますので、当時、多分山口県立防府西高等学校の生徒さんが大道駅から通われるときには県道高井大道停車場線から国道2号を通って通われておったのかなと。

これが整備されたことにより、こちらのルートを使われる学生さんもあったかなとは思いますが、あくまでも岩淵地区と遠ヶ崎地区を結ぶ生活道路として整備しておりますので、

山口県立防府西高等学校の正面を経由する形になっておりません。そのため、この市道ができたときに、この市道をお使いになる学生さんの数も、当時を知る根拠はございませんが、さほど多くはなかったのかなというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 旭君） ただいまの御答弁では、当時の資料がないが、恐らく遠ヶ崎、岩淵を結ぶ路線であったのではなかろうかということでございます。これは、そういう地域の道路であると同時に、農作業用の道路、そして、学校の通学道という、そういう位置づけがあると私は考えております。

農作業の道路だけでは夜間の照明は特に必要はないと思いますが、今申し上げましたように、この道路は防府西高の通学道路でもあり、地域住民の生活道として散策用、農業用として幅広く利用されておりました、どうか、今後、山口県と防府市が行政の垣根を越え取り組む喫緊の課題であろうと考えます。

それでは、話は変わりますが、冒頭、私は防府西高の吹奏楽部は全国レベルと紹介いたしましたが、杉山教育長さんをお願いいたします。

教育長さんは、高等学校時代、吹奏楽部に所属されておりました、音楽も随分御理解があると伺っております。今年3月、大道小学校の記念演奏大会に御臨席され、小学校、中学校の演奏を大変熱心に聴いておられましたし、また、参上演奏をいたしました防府西高の演奏には感動をしておられる様子をうかがいました。

そこで、小・中学生は防府西高の先輩方を目標に、高校生たちは将来の音楽家を目指している人が多いと伺っております。将来日本を代表するような、いえ、世界的な音楽家が生まれるかもわからないのです。防府市からそんな音楽家が出れば、どんなに素晴らしいことでしょうか。

教育長さんも子どもたちが安心して夢に向かって練習に精進できるように、環境の整備に御努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

そんな私も全く音楽に興味がないというわけではございませんし、今までにも何度もギターに挑戦をいたしました、その都度挫折し、このたびサンライフ防府が、音符も読めなくてもいい、ギターを初めて持った方でもどうぞいらっしゃいという、そういう広告が出ておりましたので、私もぼけ封じに再々度挑戦しようと思って電話をしましたが、悪いことにいっぱい、締め切りでございました。

それでは、次の質問に参ります。

私は、今般の一般質問に際し、本日持参いたしました愛用の新聞の切り抜きのスクラッ

ブをめぐっておりますと、これは平成18年の記事ではありますが……。

○議長（安藤 二郎君） ちょっとすみません。斉藤議員、これは通告はされておりますか。

○5番（斉藤 旭君） これは、この質問に関連したものですから。

これは、「暗さ返上、山口明るいまち並み」という記事でございまして、早速私は山口に行って調べました。

山口市は、これまでも山口大学、山口短期大学といった通学道の防犯灯にかかわっておられました。それによりますと、これまでの市の条例は、通学道の補助は、事業費の3分の2を市が補助、そのほかの道路の防犯灯に関しては3分の1であったものを、昨年から通学道その他の道に一切関係なしに、一律3分の2の補助に条例変更をされております。一歩進んだ取り組みだと思いました。

次に、先ほど地域の方の同意が必要であるということを知る言われましたが、私は、10年前の質問した際にも、地元の農家の方々から同じように、スズメの問題、ヘリコプターでの農薬空中散布にできるだけ支障がないように、害虫が集まりにくい照明配慮をしてほしい等々の御意見を伺い、農業に精通しておられる行重先輩議員や、それから、山口県農業試験場の御教示もいただき、私も少しではありますが、農業の勉強もいたしました。

そういうことで、ある程度農業所有者の方々の御理解もいただけておると考えております。

次に、今9月議会でも災害対策の質問が相次ぎ、市長さんは3年前の豪雨災害の経験を生かし、「日本一の災害に強いまちづくりを目指す」との強い覚悟のほどがうかがえましたが、防府西高の通学道の防犯灯にも前向きに取り組んでいただけるということで、私も10年以来の肩の荷がおりたような気がいたします。

これから具体的に計画が進んでほしいものでありますが、どうか、防府市内にある県立高校ということで、山口県にも全面的な御協力をいただき、素早い行動を起こしていただきますので、防府市にはリーダーシップをとっていただきますようお願いをいたします。

そうなると、地域自治会の協力もいただけるかと思えます。幸い、大道自治会連合会長は、議会の行重先輩議員が最高責任者として御苦勞をされておりますので、それこそ県・市・地域が一丸となって、せっかくなら、いきめのいく防犯灯ができるように願っております。

私は、単に防府西高の防犯灯が解決すれば事は済んだとは思っておりません。防府西高の通学道の防犯灯が呼び水となって、防府市内の同様の問題解決ができればと、執行部を初め、議員各位の御協力を願って、私、人生最後の一般質問といたします。

最後に、3期12年の長きにわたり御支援いただきました斉藤旭後援会の皆様、そして、市長を初め、執行部の皆様、議員の皆様、御指導と御鞭撻をありがとうございました。私は、今限りで斉藤旭後援会の看板をおろしますが、これからも防府市の発展、関係各位の御健勝を心から祈念をいたします。ありがとうございました。（拍手）

では、終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、斉藤議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は10月3日、午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いをいたします。

午前11時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年9月18日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 中林 堅造

防府市議会議員 木村 一彦